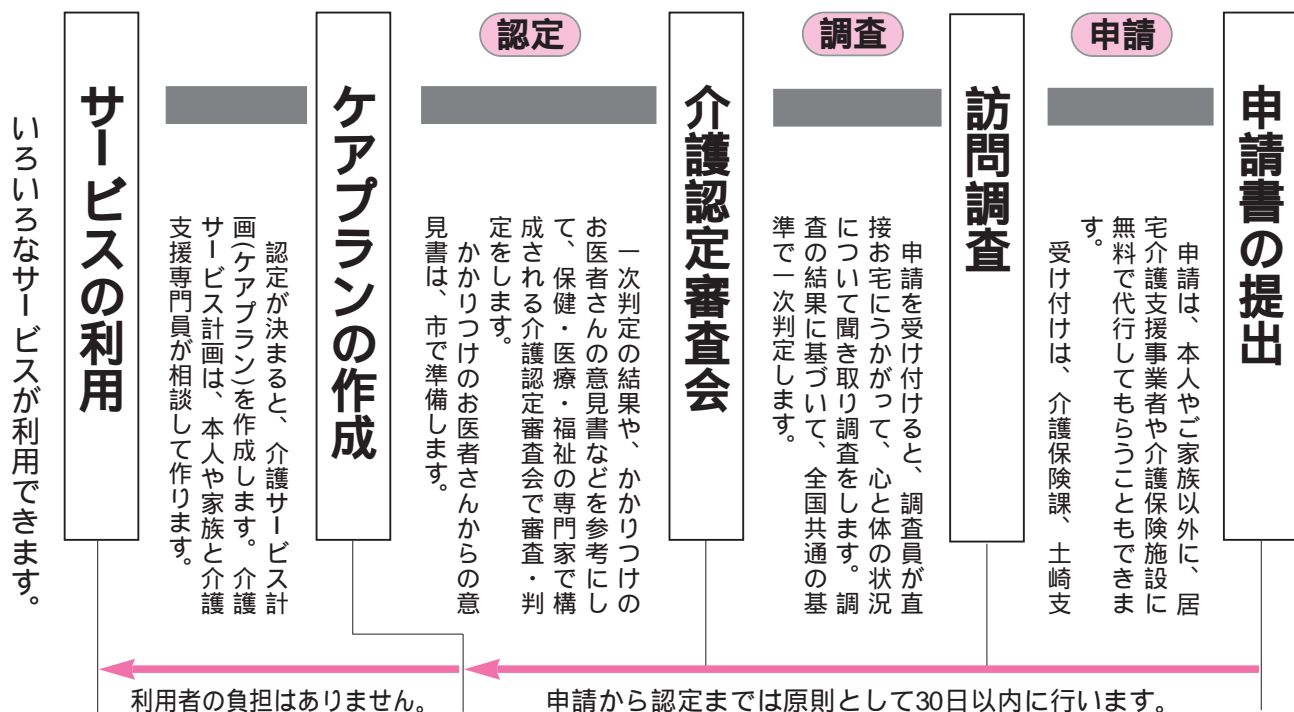


介護の申請からサービスを受けるまで



介護保険料を滞納しているかた サービス利用料金が全額一時立て替え払いに

11月から、介護保険料を1年以上滞納しているかたには、介護サービスを利用した際、その利用料の全額を一時立て替え払いしていただくこととなります。

通常の場合、介護サービスを受けたときは、利用者負担の1割の額を支払うだけで済みますが、介護保険料を滞納しているかたは、一度全額を立て替え払いしていただくこととなります。その後の申請により9割は返還されます。社会全体で支えていくこの制度を、今後も健全に維持していくための措置です。

昨年度に滞納があるかたには催告書を発送しましたので、納め忘れのないようご注意ください。

災害などの理由で納付が困難なかたに 保険料の減免措置があります

災害などの理由により著しく損害を受け保険料の減免を希望されるかたは、毎月19日までに、介護保険課へ申請してください。

なお、減免などのご相談も受け付けています。

指定の社会福祉法人で自己負担額などを軽減

介護サービスを利用しているかたで市民税非課税の老齢福祉年金受給者などのかたは、社会福祉法人でサービスを受ける際、1割の利用者負担額などが通常の半額になる制度があります。



御所野のけやき会で

減額された分は、市と社会福祉法人が負担することとなります。市では、各社会福祉法人に対し、この制度を活用して低所得者の負担を軽くすることをお願いしています。詳しくは各社会福祉法人か介護保険課へお問い合わせください。

▶対象となるかた

- ・市民税非課税の老齢福祉年金受給者(生活保護は除く)
- ・介護保険料が第2段階で境界層()該当のかた
境界層とは、低所得ながら生活保護を必要としないかた。保護課に申請し該当すると境界層の証明書がでます。

▶対象となるサービス

区分	サービスの種類	内 容
在宅	ホームヘルパー	利用者負担額
	デイサービス	利用者負担額、食事材料費、日常生活費
	ショートステイ	〃
施設	特別養護老人ホーム入所	利用者負担額、食事代、日常生活費